

高石市教育委員会臨時会会議録

(令和4年11月臨時会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和4年11月21日 午後8時00分
閉 会	令和4年11月21日 午後8時15分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 村 田 佳 一 教育部次長兼 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 教育部次長兼 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 綾 井 康 浩 学 校 教 育 課 参 事 : 山 崎 陽 子

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第1号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>議案第1号、「市長からの意見聴取について」説明します。</p> <p>本議案は、令和4年第4回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められた議案のうち教育委員会に係る部分について、異議ない旨回答するものです。</p> <p>議案については、6議案です。</p> <p>まず最初に、3ページの「高石市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について」説明します。</p> <p>本件は、個人情報保護制度について、現状、各地方公共団体が個人情報保護条例を制定し、各地方公共団体ごとに運用してきましたが、地方公共団体を含めた共通ルールを定めた「個人情報の保護に関する法律」が改正されたことにより、現行の個人情報保護条例を廃止し、法律の施行に必要な事項を新たに条例で定めるものです。内容については、現行の本市のルールを踏襲するものとなっています。</p> <p>次に、8ページの「高石市個人情報保護審査会条例制定について」説明します。</p> <p>本件は、先に説明しました新たな個人情報保護制度に移行することに伴い、法律に基づく新たな個人情報保護審査会を設置するものです。</p> <p>次に、12ページの「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改</p>
--------	---

	<p>正する条例制定について」説明します。</p> <p>本件は、国の一般職の職員の給与改正に伴い、本市においても人事院勧告に準じた改正を行うものです。内容としては、期末・勤勉手当の年間0.05ヶ月分の引き上げ及び給料表の改正となっています。</p> <p>次に、22ページの「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」説明します。</p> <p>本件は、地方公務員法が改正されたことに伴い、定年を60歳から65歳へ段階的に引き上げるものです。</p> <p>次に、60ページの「高石市立高師浜総合運動施設条例の一部を改正する条例制定について」は、社会教育課より説明します。</p>
次長兼 社会教育課長	<p>「高石市立高師浜総合運動施設条例の一部を改正する条例制定について」説明します。</p> <p>本件は、高師浜総合運動施設において、キャンプ場を廃止し、新たにスケートボード場を設置することに伴い、当施設の利用料金の上限として、個人利用は1回550円、専用利用は1日55,000円と定めるものです。</p> <p>なお、施行期日は、規則で定める日としています。</p>
教育総務課長	<p>次に、63ページの「令和4年度高石市一般会計補正予算について」説明します。</p> <p>教育総務課が関係する予算については、65ページの小学校費の賄材料費として、7,212,000円、中学校費の賄材料費として、3,688,000円の補正予算を計上しています。これは、昨今のウクライナ情勢、原油や穀物の国際価格の高騰及び円安の影響により、食材の価格が高騰し、学校給食の物資の価格も上昇しています。この度、国の臨時交付金を活用し、賄材料費が年5%程度増えると想定し、小学校費、中学校費でそれぞれ予算の5%分の補正予算を計上しています。</p> <p>教育総務課としては、以上です。</p>
次長兼 社会教育課長	<p>社会教育課からは、66ページの公民館費において、物価高騰により光熱水費が増大したため、公民館の光熱水費として、2,471,000円増額しています。</p>
教育総務課長	<p>以上が「市長からの意見聴取について」の内容となっています。</p> <p>これらの案件は、11月30日開催の令和4年第4回高石市議会定例会において審議いただくものです。</p>
西村委員	<p>高石市立高師浜総合運動施設条例の件ですが、スケートボード場の個人の利用料金1人1回550円というのは、1回出たらまた、利用料金がいりますか、それとも、出入り自由なのですか。</p> <p>また、専用利用の1日というのは、何を指すのか教えてください。</p>
次長兼 社会教育課長	<p>個人の利用料金1人1回550円の運用としては、利用者にリストバンドを着けていただきます。そのリストバンドは、毎日、色を変えますので、1回出て、また入るのは可能となっています。</p> <p>また、専用の1日55,000円については、スケートボード普及振興のため、大会などを開催する場合、1日専用して使用する場合で、100人程度の利用を想定し、1日55,000円としています。</p>
西村委員	<p>1日専用の場合は、貸し切りということで、その日は他の一般の利用者は利用できないということですか。</p>
次長兼 社会教育課長	<p>委員、ご指摘のとおりです。</p>
西村委員	<p>わかりました。</p>
吉村委員	<p>その貸し切りの場合、主催者が独自に料金をとることは可能ですか。可能であれば、利益が出た場合、その何パーセントか徴収すると</p>

	か、そういうことはないのですか。
次長兼 社会教育課長	現時点においては、そういうことは想定しておりません。
吉村委員	今、アプラホールでも主催者が料金をとっても関係なしということですね。
次長兼 社会教育課長	運用としては、同様になります。
西中委員	「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」の条文で24ページに管理監督職勤務上限年齢が60歳になっています。本市が場合、校長が再任用職員である場合がありますが、この条例が施行されれば、そういったことが不可能になるのですか。
次長兼 学校教育課長	学校長は、府費負担の職員ですので、高石市の条例とは異なります。ただ、管理監督職勤務上限年齢は同様ですが、60歳を超えた後でも65歳までは学校長として勤務は可能と大阪府はなっています。
西中委員	これ以外に何か法規があるわけですか。
次長兼 学校教育課長	法規的には、国の定めているものに準じて各自治体が定めておりますが、大阪府は、運用としてそういったことを行える条例の改正を行ったと聞いています。
西中委員	大阪府の運用規定で上限が定めているのですか。
次長兼 学校教育課長	委員、ご指摘のとおりです。
採決	可決